第 30 回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

令和３年５月１９日
持 ち 回 り 開 催

[次第]

〇　令和３年度総務省行政事業レビュー・公開プロセス事業の決定及び公開プロセスの実施について

[資料]

１　総務省行政事業レビュー・公開プロセス対象事業について

[参考資料]

１　令和３年度行政事業レビュー公開プロセス候補対象事業リスト
２　令和３年度総務省行政事業レビュー行動計画(R3.4.13)
３　行政事業レビュー実施要領（R3.26 改定 行政改革推進本部）

総務省行政事業レビュー（春の公開プロセス）の対象事業について

1. 目的

外部の視点を活用し事業の効果等の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、質の高い行政を実現するとともに国民への説明責任を果たすために実施。

2. 対象事業

総務省行政事業レビュー外部有識者（5名）及び行革推進会議外部有識者（3名）により、以下の3事業を点検。

事業名	事業内容	令和3年度 予算額【参考】
①緊急消防援助隊の機能強化 （消防庁）	「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強し、大規模災害への消防対応能力を強化するため、車両・資機材等の整備を促進。	5,301百万円
②過疎地域振興対策等に要する経費 （自治行政局）	過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業、集落の整備、地域間交流施設等の整備、過疎地域等における集落ネットワーク圏の形成支援に対する補助等を行い、過疎地域の持続的発展を支援。	824百万円
③戦略的情報通信研究開発推進事（SCOPE） 独創的な人向け特別枠 異能(INNO)vationプログラム（国際戦略局）	スタートアップ前の優れたアイデアを発掘し、地球規模の新たな価値を創造する大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな破壊的イノベーションへの挑戦を支援。	315百万円

総務省行政事業レビュー外部有識者

◎印は座長

有川　　博（日本大学総合科学研究所客員教授）
◎ 北大路信郷（明治大学名誉教授・（株）政策情報システム研究所 代表取締役所長）
楠　　茂樹（上智大学法科大学院教授）
高木 聡一郎（東京大学大学院情報学環準教授）
西出　順郎（明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授）

行政改革推進本部外部有識者

石堂　正信（公益財団法人交通協力会常務理事）
末松弥奈子（株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長）
永久　寿夫　（株式会社PHP研究所取締役・専務執行役員）

3. スケジュール

公開プロセス　：　令和3年6月15日（火）午後1時30分から。公開の場（インターネット生中継）で開催。

令和3年度行政事業レビュー　公開プロセス対象候補事業リスト

参考1

（単位：百万円）

府省名	総務省	公開プロセス開催日			令和3年6月15日（火）			
事業番号	事業名	令和2年度 補正後予算額	令和3年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
170	緊急消防援助隊の機能強化	9,739	5,301	ア	消防組織法第49条、第50条及び国の策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、必要な車両・資機材等の整備・推進を行い、機能強化を図る。	政策の優先度が高い	緊急消防援助隊の強化（約6600隊への増隊、風水害の専門部隊の新設）に向けて、必要な車両・資機材等を着実に整備（新規・更新）するため、補助金及び無償使用制度の一層の活用。	
178	消防防災分野の研究開発に必要な経費	569	610	ア	災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発や、消防機関への技術支援や共同研究等による他の研究機関等への技術協力などを通じて、消防防災の現場等において活用されるよう研究成果の普及。	政策の優先度が高い	消防防災に係る研究開発成果の現場活用や普及が効果的に推進されているか。	
164	恩給支給事業 （①　給付費 ②　恩給支給事務費（人件費） ③　恩給支給事務費（事務費））	164,761 ① 163,972 ② 530 ③ 259	135,983 ① 135,099 ② 629 ③ 256	ア	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等 ①　恩給法等に基づき受給者に恩給等を支給するための経費 ②　職員に支給する給与等 ③　恩給等を支給するための事務処理全般に必要な経費	政策の優先度が高い	恩給の裁定から支給に至る事務処理が効率的に行われているか。（左記③に係る経費）	

15	過疎地域振興対策等に要する経費	731	824	ア	（過疎地域等自立活性化推進交付金（R2）） 　過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために過疎市町村等が行う取組を交付金により支援する。 （過疎地域持続的発展支援交付金（R3）） 　過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。 （その他の経費） 　今後の過疎対策のあり方について、有識者会議において議論するために必要な経費等。	政策の優先度が高い	過疎地域振興対策等の観点から、効果的な事業内容となっているか。	
53	戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE） 独創的な人向け特別枠　異能(INNO)vationプログラム	1,218の内数（300）	1,000の内数（315）	ア	ICT分野における我が国発のイノベーションの創出に向け、独創的な技術課題への挑戦を支援。	政策の優先度が高い	支援が効率的、効果的に行われているか。	
126	無線システム普及支援事業（地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援）	1,355	1,106	ア	異常伝搬等による混信により地上デジタル放送を良好に視聴できない世帯等や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等に対して、地上デジタル放送視聴環境を整備するために必要な支援を実施。	事業の規模が大きく、外部の視点による点検を行うことが有効であるため。	適正な成果目標及び成果指標（アウトカム）を設定し、実施内容の適切な評価及び効果的な事業の実施ができているか。	

（注1）公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「○月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

（注2）事業番号欄には、令和2年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

（注3）対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと（なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。）。

（注4）選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3（1）①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」（抄）
第2部3（1）①
ア　事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
イ　長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
ウ　事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
エ　現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
オ　その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

参考２

令和３年４月１３日
総　　務　　省

令和 3 年度総務省行政事業レビュー行動計画

１. 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）についても、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施するものである。

以上を踏まえ、総務省においては、「今後の行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ）等に定める手続によりレビューに係る取組を進める他、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、令和 3 年度のレビューを実施する。

２. レビューの取組体制

（１） 総務省行政事業レビュー推進チーム

① 総務省におけるレビューを実施するため、総務省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。別添。）を置く。

統括責任者：大臣官房長
副統括責任者：大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長
メンバー：各局総務課長等
その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

② チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。

③ 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

（２） チームの取組

チームは、以下の取組を行うものとする。それぞれの取組に関する具体的な取組の内容等については別紙１のとおりとする。

【事業の点検等】

① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

④ ①、②及び③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

⑥ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

⑦ 行政改革推進会議による検証結果の予算編成等への反映に係る指導

⑧ 優良改善事例の選定

【基金の点検等】

⑨ 基金所管部局による、国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

⑩ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

⑪ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

【その他】

⑫ EBPMとの連携に必要な取組

3. 取組の進め方

本行動計画に定めるものの他、「行政事業レビュー実施要領」（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定、令和 3 年 3 月 26 日改正）（以下「実施要領」という。）等によるものとする。

4. スケジュール

別紙2のとおりとする。

別紙1

令和 3 年度総務省行政事業レビュー行動計画に係る取組に関する具体的な内容と担当者（担当機関）は、次のとおりとする。

① 事業所管部局によるレビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導

・チームの指示を受け、事務局は実施要領等に基づきレビューシートの作成等の発注を事業所管部局（予算担当部門）に行う際、内閣官房行政改革推進本部事務局から示された行政事業レビューシート作成要領に沿って適切に記入するよう指導する。

② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

・事務局は、実施要領に基づき点検対象事業を選定し、外部有識者への点検を求める。

③ 公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

・事務局は、上記の外部有識者による点検の対象事業のうち、実施要領を踏まえ、公開プロセスの対象事業を選定及び点検結果の聴取を行う。

④ ①から③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

・上記①から③までのプロセスを経て作成されたレビューシートについては、事務局に別途設置する予算編成を担当する職員及び予算執行の点検を担当する職員を中心に構成するワーキンググループにおいて、実施要領に基づき厳しく点検し、その結果を事務局に報告する。

⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

・上記④までのプロセスを経てチームの所見の欄に必要事項を記入したレビューシートについては、速やかに事務局から事業担当部局（予算担当部門）に送付し、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況」の欄を記入し、事務局への提出を指示する。

⑥ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

・上記⑤までの手続を行い、事務局は、総務省全体の概算要求への反映状況を確認し、取りまとめの上チームに報告し、レビューシートの最終公表後一週間以内に公表する。

⑦ 行政改革推進会議による検証結果の予算編成等への反映に係る指導

・事務局は、行政改革推進会議による検証結果について、概算要求等に適切に反映するよう事業担当部局を指導する。

⑧ 優良改善事例の選定

・事務局は、事業担当部局による自主的な事業改善のうち、優れた取組を優良改善事例として選定し、総務省内に普及させるとともに、ホームページにおいて公表する。

⑨ 基金所管部局による、国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための取組に関する指導

・チームの指示を受け、事務局は実施要領に基づき基金所管部局に対し余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うよう指導する。

⑩ 「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の適切な作成・公表

・事務局は、公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表を基金シートと併せ 9 月末目途に最終公表を行う。

⑪ 「官民ファンド等の出資状況表」の適切な作成・公表

・事務局は、官民ファンド等の出資状況表を作成し、9 月末目途に公表を行う。

⑫ EBPMとの連携に必要な取組

・事務局は、実施要領の規定に基づきロジックモデルの作成対象となった事業について、政策立案総括審議官の支援を受けて当該ロジックモデルを作成するよう、指導する。

別紙2

令和 3 年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4 月	中旬	・令和 3 年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・外部有識者の点検を受ける事業の選定 ・公開プロセス対象事業候補の選定
5 月	下旬 ～	・公開プロセス事前勉強会の実施 ・レビューシートの中間公表（公開プロセス対象事業に限る。）
6 月	下旬	・公開プロセスの実施
	下旬 ～ 上旬	・レビューシートの中間公表（公開プロセス対象事業以外。） ・外部有識者によるレビューシートの点検（特定事業に限る。）
7 月	中旬 ～ 上旬	・チームによるレビューシートの点検（サマーレビュー）、概算要求への反映 ・基金シートの中間公表（7 月末）
8 月	下旬	・レビューシート最終版（令和 4 年度新規要求事業以外）の公表 ・令和 4 年度予算概算要求の提出（8月末）
9 月	上旬	・令和 4 年度予算概算要求への反映状況の公表 ・レビューシート最終版（令和 4 年度新規要求事業）の公表
	下旬	・基金シート最終版及び一覧表の公表（9 月末）
10 月～		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催　など

別添

総務省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者　:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長

メンバー　　:大臣官房秘書課長

大臣官房総務課長

大臣官房企画課長

行政管理局企画調整課長

行政評価局総務課長

自治行政局行政課長

自治財政局財政課長

自治税務局企画課長

国際戦略局総務課長

情報流通行政局総務課長

総合通信基盤局総務課長

統計局総務課長

政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官

政策統括官（恩給担当）恩給企画管理官

サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

消防庁総務課長

公害等調整委員会事務局総務課長

（事務局）

事務局長　:大臣官房長

事務局次長　:大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長

参考３

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
行 政 改 革 推 進 会 議

行政事業レビュー実施要領

目次

第１部　総論 3
　１　基本的な考え方 3
　２　体制整備 3

第２部　事業の点検等 5
　１　レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表 5
　２　外部有識者による点検 8
　３　公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施 11
　４　チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映 15
　５　点検結果の最終公表等 15
　６　新規事業及び新規要求事業の取扱い 15

第３部　基金の点検等 17
　１　基金シート（基金点検票）について 17
　２　地方公共団体等保有基金執行状況表について 20
　３　出資状況表の作成・公表等 20

第４部　行政改革推進会議による検証等 22
　１　行政改革推進会議による検証 22
　２　秋の年次公開検証の実施 22
　３　レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等 22
　４　チーム責任者会合の開催 22

第５部　その他重要事項 23
　１　優良な事業改善の取組の積極的な評価 23
　２　その他重要事項 23

第１部　総論

１　基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというＰＤＣＡサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

２　体制整備

（１）行政事業レビュー推進チーム

①　各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者　：官房長（官房長の置かれていない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあっては同等クラス）

メンバー　　：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

②　チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア　事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ　外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ　外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ　ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ　チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ　当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ　行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク　優良事業改善事例の選定等

ケ　職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ　基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

・　基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等

・　基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表

・　基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ　公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ　官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）行動計画の策定

①　各府省は、毎年度、原則４月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

②　行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（１）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（３）政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第２部　事業の点検等

１　レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（１）事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配意することとし、適切な事業単位を設定した上で、「１事業１シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が 300 億円を超える事業につき１シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（２）レビューシートの作成主体

①　レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

②　移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③　当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（３）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

①　「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

②　成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

ア　活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。

イ　成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。

ウ　成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。

エ　現年度から起算して、事業の目標最終年度が 10 年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう３年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。

③　事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。

ア　定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。

イ　事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。

④　地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。

⑤　活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

⑥　政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方に基づき記載することとする。

ア　レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。

イ　レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」（令和２年 12 月 18 日経済財政諮問会議決定）における取組事項及びＫＰＩと、当該取組事項等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該ＫＰＩの達成状況を記載する。

⑦　「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

⑧　予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア　最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ　入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、１者当たり 10 億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が 10 億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ　レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨　各府省は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩　事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（４）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

（５）中間公表

レビューシートについては、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位 10 者リストなど記入可

能な事項を記入の上、

・公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の 10 日前までに、

・その他の事業に係るものについては原則６月末から７月上旬までに、

各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

２　外部有識者による点検

（１）外部有識者の選任

①　各府省は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

②　外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア　予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ　行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ　独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ　民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③　外部有識者の選任や、（２）の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去３年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④　各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適当であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

⑤　各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

（２）外部有識者会合

①　各府省は、（１）で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス

対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは（１）①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

（３）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第４部の１）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であっても、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、

特に、
・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
・前年度の補正予算に計上された事業
・１（３）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

③　外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④　外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも５日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（４）所見欄への記入

①　チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

②　外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（５）外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（６）外部有識者所見の取扱い

① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（７）外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

３ 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

（１）対象事業の選定

① チームは、２（３）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が

大きいと考えられるもの

ウ　事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ　現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ　その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で１億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の１億円未満の事業を一括りにして、その総額が１億円を超える場合や、１億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね１～２日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。

⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。

⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも５日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべ

き事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

（２）外部有識者の選定方法

① 公開プロセスに参加する外部有識者は６名とし、各府省が３名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が３名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。

② 各府省においては、２（１）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（３）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

（４）公開プロセスの進め方

① 公開プロセスは、６月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。

② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。

③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。

④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の４つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとお

り。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

・廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合

・事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合

・事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥　取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦　また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧　チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

（５）結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

４　チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

（１）点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

（２）所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、３（４）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

（３）概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

５　点検結果の最終公表等

（１）レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後１週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

（２）概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後１週間以内に公表するものとする。

６　新規事業及び新規要求事業の取扱い

（１）レビューシートの作成、公表

①　事業所管部局は、前年度事業のほか、

・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は
・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後２週間以内に、
公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

③ 各府省は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、新規事業及び新規要求事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

（２）チームによる点検及び概算要求等への反映

① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。

③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後２週間以内に、
それぞれ公表するものとする。

第３部　基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

１　基金シート（基金点検票）について

（１）基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年８月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

（２）基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（２（１）～（４）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

①　造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

②　資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（○○積立金、○○勘定、○○資金等）の如何は問わない。

ア　国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ　上記目的の如何にかかわらず、２年を超えて資金が保有されているもの。

ウ　資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③　基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

ア　前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)。

イ　基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの（新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)。

ウ　前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④　基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

（３）基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

①　基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。

②　復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

（４）基金シート等の公表の時期等

①　公表時期

各府省において作成した基金シートについて、７月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、９月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

②　公表単位

・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配意し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配意するものとする。

（５）基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和２年 12 月９日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

①　基金の点検等

ア　「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ　将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ　執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ　個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の３類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ　需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

②　基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア　基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ　既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③　基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

２　地方公共団体等保有基金執行状況表について

（１）地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

（２）執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、１（２）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア　国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ　国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

（３）執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、１（３）のとおりとする。

（４）執行状況表の公表の時期等

①　公表時期

各府省において作成した執行状況表について、９月末を目途に公表を行う。

②　公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

（５）地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、１（５）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

３　出資状況表の作成・公表等

（１）出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

（２）出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、９月末を目途に公表を行うものとする。

第４部　行政改革推進会議による検証等

１　行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

２　秋の年次公開検証の実施

レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

３　レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

（１）各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

（２）事務局は、１及び２の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

４　チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第５部　その他重要事項

１　優良な事業改善の取組の積極的な評価

（１）各府省による自主的な事業改善の取組の評価

①　各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。

②　自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

③　優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア　事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ　事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ　事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ　グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

（２）優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

２　その他重要事項

（１）国民へのレビューの周知広報等

①　事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

②　事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

③　事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

（２）人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

（３）職員の資質向上等

① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。

② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

（４）その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

（別紙）

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）

・ 各府省の事務的経費（「（項）〇〇府省共通費」のうち「〇〇本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

（参考）

類似経費として取り扱うものの参考基準

１　名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
　　例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）

２　共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
　　例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
　　〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）

３　特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）

４　共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
①　法令に基づき設置されている審議会の経費
②　職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業

５　予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

（別表）

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備　　考
０１	議員歳費	×	立法府経費のため
０２	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る人件費のみ対象外
０３	職員諸手当	○	〃
０４	超過勤務手当	○	〃
０５	諸手当	○	
０６	雑給与	○	
０７	報償費	×	現在使途を明らかにしているものは対象
０８	旅費	○	
０９	庁費	○	
１０	原材料費	○	
１１	立法事務費	×	立法府経費のため
１２	議員調査研究費	―	該当なし
１３	渡切費	―	該当なし
１４	委託費	○	
１５	施設費	○	
１６	補助金の類	○	
１７	交際費	○	
１８	賠償償還及び払戻金	○	
１９	保証金	×	訟務関係のため
２０	補償金	○	
２１	年金及恩給	○	
２２	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
２３	貸付金	○	
２４	出資金	○	
２５	供託金利子	×	訟務関係のため
００	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注）「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「（項）○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。